



V-learning

CEマーキング・海外規格入門シリーズ

DVDには、説明資料PDFを同梱しております。

内容は、平成26年9～10月時点の情報により制作しており、下記タイトル内の説明資料PDFについて、以下の通り、更新情報がございますので、ご確認ください。

また、最新の規格内容や業界動向は必ず最新情報、原文の内容をご確認ください。

	タイトル	講師
5	RoHS指令入門	MTEP専門相談員 松浦 徹也

3点の情報更新

- DVD同梱の説明資料PDF p.16 → 以下、P.,2 EU委員会で決定し理事会/議会の承認待ち
- DVD同梱の説明資料PDF p.21 → 以下、P.,3 除外の申請情報
- DVD同梱の説明資料PDF p.63 → 以下、P.,4 「SHELPA(仮)」 → 「chemSHELPA」への名称変更

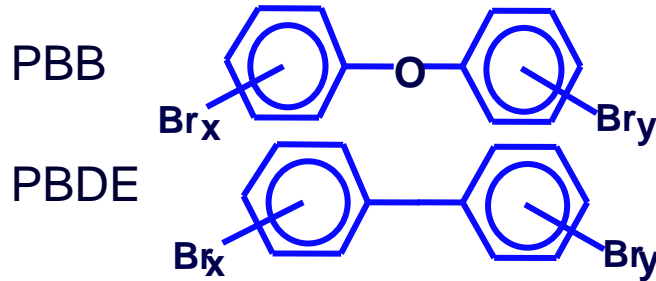


2015.3.31 EU委員会 官報案

➤ RoHS指令(2011/65/EU)の附属書IIを官報案の附属書に置き換える

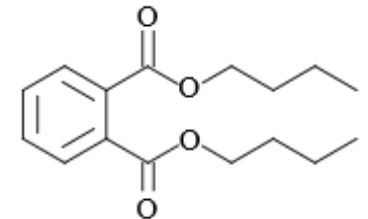
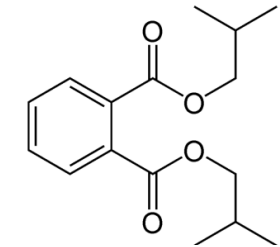
➤ 制限物質と最大許容濃度

1. 鉛 (0.1 %)
2. 水銀 (0.1 %)
3. カドミウム(0.01 %)
4. 六価クロム (0.1 %)
5. Polybrominated biphenyls (PBB) (0.1 %)
6. Polybrominated diphenyl ethers (PBDE) (0.1 %)
7. Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP) (0.1 %)
8. Butyl benzyl phthalate (BBP) (0.1 %)
9. Dibutyl phthalate (DBP) (0.1 %)
10. Diisobutyl phthalate (DIBP) (0.1 %)



フタル酸ジイソブチル (DIBP)

沸点 320°C



フタル酸ジブチル (DBP)

沸点 340°C

➤ 新規追加物質(上記7~10)の適用時期

- ✓ 2019年7月22日
- ✓ 但し、第8製品群及び第9製品群:2021年7月22日
- ✓ 新規追加のDEHP、BBP、DBPは、REACH規則の制限物質(No51項目)で、玩具への使用が制限されていますので、RoHS指令の適用範囲の玩具には適用しない。
<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8108-2015-INIT/en/pdf>
<http://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-8108-2015-ADD-1/en/pdf>



除外の申請状況

- 水銀ランプ
 - ✓ 1(a) 1(b) 1(c) 3(a) 3(b) EU企業
 - ✓ 4(f) EU及び日本企業
- 蛍光管のガラス中の鉛
 - ✓ 5(a) 5(b) EU企業
- 合金中の鉛
 - ✓ 6(a) 6(b) 6(c) EU及び日本企業
- はんだの鉛
 - ✓ 7(a) EU及び日本企業
 - ✓ 7(b) EU企業 その後申請者が撤回
- 電子部品中の鉛
 - ✓ 7(c)-I 7(c)-II 7(c)-IV(セラミック) EU及び日本企業
 - ✓ 7(c)-I(ガラス) 34 37 EU及び日本企業
- クリスタルガラス中鉛
 - ✓ 29 日本企業
- 光学ガラスとフィルター中の鉛・カドミウム
 - ✓ 13(a) 13(b) EU及び日本企業

2015.3.24 84件の更新申請リスト公表

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/pdf/renewal_exemptions_oct14-jan15.pdf

• DVD同梱の説明資料PDF p.21の更新情報
除外の申請情報



新スキーム「chemSHERPA」の開発・実用化に向けた検討状況と今後の進め方

◆ 新スキームの名称

「chemSHERPA: ケミシェルパ」: chemical information SHaring and Exchange under Reporting Partnership in supply chain

案内人「SHERPA」の意味を込めたもの

◆ 電気電子機器以外の製品業界との連携、海外との連携

- 電気電子機器以外の製品業界の利用に対応したエリアを設定すべく、2014年度のフォーマット・ツールの開発段階において、他の製品業界に対し検討への参画を呼びかけ。
- 2014年度のフォーマット・ツールの開発段階において、BOMcheck(欧州)やIPC1752(米国)など、IEC62474準拠を標榜する他の仕組み・規格との調整・連携を図る。

◆ 経済産業省の取り組み

- 新スキーム検討体制・準備体制に対する関与・更なる情報のインプット等
例えば、標準伝達フォーマットの外側で要求されている「独自様式」の種類・内容や、それらが要求されている背景の更に詳細な分析、中小企業のニーズに関する更に詳細な分析等を収集し、検討体制へインプット(経済産業省委託事業、受託者: 一般社団法人産業環境管理協会)
- 新たな情報伝達スキームを国際機関・政府間レベルでアジア諸国・先進各国等に紹介(政策対話、国際会議、国際研修等)

・ DVD同梱の説明資料PDF p.63の更新情報
SHELPA(仮)名称の更新情報